

**(仮称)松戸市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子に対する意見と市の考え方
パブリックコメント（意見募集）手続の実施結果を公表します。**

(仮称)松戸市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子に関する意見を募集したところ、市民の皆様からご意見をいただきました。
お寄せいただいたご意見とそのご意見に対する本市の考え方について、次のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

パブリックコメント手続実施結果の概要

- 1 意見募集期間 令和5年12月15日（金）～ 令和6年1月15日（月）
- 2 意見提出者 3名
- 3 意見総件数 8件
- 4 回答数 8件（意見を受けて加筆・修正したもの 0件）

番号	頁	項目	ご意見	市の考え方	修正の有無
1	1	3 (1)	(1) 市民等について、市内通勤、通学、活動を行っている者と明記はあったが、「市内に住所を有しない犯罪等による被害者支援」（例・旅行者、買い物、スポーツ等）について記載が見当たらない。安心してお越しいただける本市でありたいと思う。追加を希望する。横浜市の条例第10条のように、「被害者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して支援を行う。」の文言が入ると、安心度がアップするのではないかと考える。	本市の条文において、「被害者が住所を有する地方公共団体」との記載はありませんが、市が連携及び協力すべきものとして3(6)「関係機関等」の定義にその他の地方公共団体を明記しております。 市内で犯罪等の被害に遭われた方が居住する地方公共団体とも連携協力して支援に取り組んでまいります。	無
2	1	3 (5)	(5) 二次被害のインターネットを通じて行われる誹謗中傷については、具体的策として、同時にインターネットパトロール事業等を条例制定時と同時開設し、市の責務のひとつとし実態調査をおこなうべきと考える。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	無
3	2	5 (3)	(3) 事業者の責務1, 2は、市の責務と言っても良いのではないかと考えるが、なぜ、事業者のみの責務になるのか理解ができない。2の従業員を「職員」と読み替えて欲しい。	ご意見のとおり、「事業者の責務」や「従業員」と記載しておりますが、市も事業者の一面を担っているため、市にも課している責務です。 当該責務に従い、関係部署において連携を図りながら取り組んでまいります。	無
4	3	6 (1)	(1) 相談及び情報の提供等の1の「総合的な窓口を設置し」と記載があるが、現時点で窓口がないので想像しにくい。条例制定時と同時開設するのか。	犯罪被害者等の支援に関しては、現時点においても総合窓口として市民安全課が担当しており、引き続き市民安全課が担当してまいります。	無
5	3	6 (3)	(3) 日常生活等の支援 3 住居については、市営住宅の他に「一時的な利用のための住居の提供」も加えて欲しい。親子で一時的に使用可能な民間シェア等々を想定している。	「一時的な住居の提供」に関しては、市営住宅における一時的な無償利用も可能とする方向で検討しております。「市営住宅以外の一時的な住居の提供」については、実施していく中で必要性を検討し、今後の施策の参考とさせていただきます。	無
6	3	6 (4)	6(4)について、「市は、犯罪被害者等が、当該犯罪等の被害に係る公判及び民事訴訟の手続に適切に関与できるよう、その旅費等を助成します。」とあり、具体的には要項で定めるとしているが、「その旅費等」の範囲が明示されていないから、明示すべきである。「当該犯罪等の被害に係る公判及び民事訴訟」の「旅費等」を指すのか、「当該犯罪等の被害に係る公判及び民事訴訟の手続に適切に関与できる」ために必要な「旅費等」なのか不明であるから、明示すべきである。そもそも、「旅費等」の「等」が旅費以外の何なのかも不明であるから、明示すべきである。旅費等には、宿泊費も含まれるのかも不明であるから、明示すべきである。 すなわち、当該犯罪等の被害に係る公判及び民事訴訟の旅費とは、当該公判及び民事訴訟の期日に出るための交通費に限定されるおそれがある表現である。それらに限定すべきではなく、もっと広く助成対象とすべきである。また、期日に出るといっても、出頭と傍聴が考えられるところ、出頭だけではなく、傍聴のみであっても助成すべきである。また、「犯罪被害者等が、当該犯罪等の被害に係る公判及び民事訴訟の手続に適切に関与できるよう、その旅費等を助成」するのであれば、警察や検察といった捜査機関への協力のために発生する旅費等（たとえば、捜査機関によって話を聞きたいといわれて呼ばれることがある。）、法律事務所や法テラス等への相談のために発生する旅費等、訴訟準備のための訴訟記録の閲覧、謄写等のために裁判所に行って帰ってくるために発生する旅費等、上訴等のために裁判所に行って帰ってくるために発生する旅費等、犯罪の加害者が不起訴になった場合には、検察審査会への審査の申し立ての手続きで審査会に呼ばれることもありうるから検察審査会に行って帰ってくるために発生する旅費等、公務員犯罪であれば付審判請求という刑事裁判手続きがあることから同手続のために検察や裁判所に行って帰ってくるために発生する旅費等も当然に助成対象となることを明記すべきである。 また、「(1)②、(3)、(4)の具体的な支援内容や要件については、要綱で定めるものとします。」とあるが、それらの要項についても、パブリック・コメントを実施すべきである。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第14条第2項において、「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」と規定されており、当該旅費等の支給につきましては、該当いたしません。また、個々の事案における支給の根拠は、支給決定の要件となりますので、要綱で定めることが適切と考えております。 「旅費等」の範囲につきましては、交通費、宿泊費、燃料費、駐車場利用代金などの旅行に要する費用を想定しております。 ご意見のとおり、公判期日及び民事訴訟の期日の出席又は傍聴に要した旅費等だけでなく、捜査機関からの聴取や弁護士等との相談のために発生した旅費等、犯罪被害にあわれた方が適切に裁判手続きに関与できるよう広く助成する方向で検討しております。いただいたご意見は、具体的な内容を検討する際に参考とさせていただきます。 パブリックコメント手続の対象とする政策は、松戸市パブリックコメント手続実施要綱（平成18年松戸市告示第362号）第3条において規定されておりますが、該当しないことから、パブリックコメントの実施をしないことといたしました。ただし、質問8の回答と重複いたしますが、実施していく中で、当事者、関係機関等からご意見をいただいております。	無

番号	頁	項目	ご意見	市の考え方	修正の有無
7	-	-	骨子案の方向性が理解できました。条例案を作成する時には逐条解説や概要等を作成すれば意味や目的を明確にし法律の理解を深める事に繋がり、市民に分かりやすいと考えます。これらを市民に分かるように公開すべきです。また、文章だけでは伝わりにくいこともあるため「四街道市犯罪被害者等支援フローチャート」と同様のものが必要です。	いただいたご意見を参考に、市民の方が理解しやすいようにホームページの掲載内容など周知方法を検討してまいります。	無
8	-	-	条例施行後、実際に市民の方が必要な支援を受けられたかを検証する必要があると考えます。追跡調査等、市民の声を聞く予定はありますか。	当事者のご意見の聞き取り方法は慎重に検討しなければならないと思いますが、実施していく中で、当事者、関係機関等からご意見をいただきながら、見直しを図ってまいります。	無